

## 大阪市告示第1386号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月11日

大阪市長 横山英幸

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

住之江西加賀屋物販店舗

大阪市住之江区西加賀屋二丁目41-1 外

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

関電不動産開発株式会社 代表取締役 遠藤 恵美（福本 恵美）

大阪市北区中之島三丁目3番23号

#### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原 太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

#### (4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年5月31日

#### (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,143m<sup>2</sup>

#### (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### ① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
北側隔地	34台

##### ② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物北側及び東側	69台 (うち原付 4 台)

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物西側	72 m <sup>2</sup>

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物西側	8.8 m <sup>3</sup>

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社松源	午前 9 時00分	午後 9 時00分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
北側隔地	午前 8 時30分から午後 9 時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
北側隔地	入口 1 箇所 (隔地南側)
	出口 1 箇所 (隔地北側)
合計	2 箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
建物西側	午前 6 時00分から午後 9 時00分

2 届出年月日

令和 6 年 9 月 30 日

### 3 届出及び添付書類の縦覧

#### (1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

② 住之江区役所協働まちづくり課

大阪市住之江区御崎三丁目1番地17号 住之江区役所4階

#### (2) 期間

令和6年10月11日(金)から令和7年2月12日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

#### (3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

### 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

令和7年2月12日(水)

#### (2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)